

大阪高裁で第1回口頭弁論が開催される！

結審することなく高裁で闘い継続！

11月16日、大阪高裁において萩原さんと柿本さんが大阪地裁の不当な判決を不服として控訴していたコロナ本人訴訟の第1回口頭弁論が開催されました。

《地裁判決の最高裁判例の引用について》

「本件とはまったく事案を異にする！追って書面で詳細に論じる！」との主張が認められる！

控訴人らは、「準備書面」において地裁判決の最高裁判例の引用について、「最高裁判決は、転居を伴う配転命令の効力が争われた事案であり、本件とはまったく事案を異にする。追って書面で詳細に論じる予定である。」と地裁判決の誤りを訴えていましたが認められ、第2回口頭弁論の開催が決まりました。

闘いの成果だ！第2回口頭弁論決まる！

萩原さんと柿本さんは、引き続き高裁において地裁判決と被控訴人らの主張の誤りをしっかり訴えながら逆転判決を求めて闘います。

次回の第2回口頭弁論は、来年1月24日（火）、15時から高裁73号法廷です。

今後も皆様のご支援をよろしくお願いします。